

定款、定款施行細則の一部改正について

2016年12月2日に行われた理事会ならびに社員総会にて、定款・定款施行細則の一部改正が審議され、下記の通り決議されました。

○定款の改正について

◆改正理由

学会活動の円滑化、会員保護のため所要の改正を行う

◆主な改正点

1. *休会制度の導入
2. 理事会メール審議の導入
3. 総会開催時期の延長について
4. 委員会委員任期の延長の導入

◆定款の改正点

改正点	改正前	改正後	参照
1.*休会制度の導入	記載なし 新たに追加	<p>第 15 条</p> <p>会員は、休会届に期間および理由を付して本会事務局に提出することにより、休会することができる。</p> <p>② 代表理事は、正当な理由があると認めるときは、休会を承認し、かつ会費を免除することができる。</p>	(休会) 第 15 条
2.理事会メール審議の導入	記載なし 新たに追加	<p>第 25 条 ⑰</p> <p>喫緊の審議事項については、代表理事の承認によりメール審議とすることができる。</p> <p>メール審議での決議事項は、次理事会までの暫定的なものとし、次理事会にて正式に承認するものとする。</p>	(理事会) 第 25 条 ⑰
3.総会開催時期の延長について	<p>第 26 条④</p> <p>定時社員総会は、各事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に、理事会が指定した場所で開催する。</p>	<p>第 26 条 ④</p> <p>定時社員総会は、各事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に、理事会が指定した場所で開催する。ただし理事会決議にて、開催期限の延長を認める。</p>	(社員総会) 第 26 条 ④
4.委員会 委員任期の延長の導入	<p>第 28 条⑤</p> <p>委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>第 28 条 ⑤</p> <p>委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。また、理事会の決議により、委員会の任期延長ができる。</p>	(委員会) 第 28 条 ⑤

*休会制度の導入・・・休会届に関しましては事務局 (jshm.hbo@tmd.ac.jp) までお問い合わせください。

◆施行日 平成 29 年 1 月 10 日

○定款施行細則の改正について

◆改正理由

学会活動の円滑化のため所要の改正を行う

◆主な改正点

1. 推薦評議員から正評議員への移行について 1・2
2. 正会員の年会費値上げ

◆定款施行細則の改正点

改正点	改正前	改正後	参照
1.推薦評議員から正評議員への移行について 1	第 10 条 7) 推薦評議員は正評議員 2 名以上の、書面による推薦を必要とする。	第 10 条 7) 推薦評議員は正評議員 2 名以上の、書面による推薦を必要とし、 <u>理事会にて承認する。</u>	第 1 章 評議員の選出 第 10 条 7)
1.推薦評議員から正評議員への移行について 2	記載なし 新たに追加	第 10 条 9) 推薦評議員は更新時に正評議員への移行ができる。	第 1 章 評議員の選出 第 10 条 9)
2.正会員の年会費値上げ	第 35 条 1. 1. 正会員の会費 イ. 医師及び歯科医師 年額 12,000 円 ロ. その他の者 年額 6,000 円	第 35 条 1. 1. 正会員の会費 イ. 医師及び歯科医師 <u>（評議員）</u> 年額 <u>15,000 円</u> ロ. 医師及び歯科医師 <u>（評議員以外）</u> 年額 <u>13,000 円</u> ハ. その他の者 <u>（評議員）</u> 年額 <u>8,000 円</u> ニ. その他の者 <u>（評議員以外）</u> 年額 <u>7,000 円</u>	第 3 章 会費 第 35 条 1.

◆施行日 平成 29 年 1 月 10 日